

京都大学	博士（地球環境学）	氏名	服部 久美恵
論文題目	Climate Injustice: Rectifying Loss and Damage (気候不正義：損失・損害の是正に向けて)		
(論文内容の要旨)			
本論文は、主に分配的正義論に立脚する従来の気候正義論を批判した上で、正義に代えて不正義の観点を採用することを通じて、気候変動から生じる損失・損害の問題に対する政治哲学的応答を行うことを試みたものであり、全5章から構成される。 第1章は序論であり、本論文の問題意識・方法論・基本視角を説明している。問題意識については、国際社会において損失・損害への賠償問題が政治的暗礁に乗り上げているという現状の下、国家間関係のみならず国内状況も見据えた上で、司法府・行政府・企業・NGO・一般市民を広く射程に収めた賠償・補償の政治哲学的正当化が実践的に必要となるという基本認識を示している。その上で、方法論として、現実の社会制度や政治的アクターの動機を起点とした理論構築をめざす政治的リアリズムを採用すると述べる。基本視角としては、分配的正義論を批判し、さらには正義に代えて不正義に着目する諸理論に依拠するとしている。 第2章では、まず、気候正義論の主要な枠組みである分配的正義論について批判的検討を行う。この枠組みは、不正義の存在を必ずしも前提としないがゆえに、不正義への十全な応答が困難であり、また分配可能な財に焦点を合わせがちであるため、いかなる損失・損害も補償可能だという想定に導かれやすいと論じている。次に、分配的正義に承認的正義および参加的正義を組み合わせる多元的正義観を気候変動の文脈において検討し、その限界を明らかにする。さらに、匡正的正義の気候変動への適用に対して提起されている批判を検討し、当該批判は説得力を欠くと指摘している。 第3章は、政治哲学において従来の正義理論に対抗して近年抬頭している政治的リアリズムに定位した上で、考察の中心的問いを正義から正統性へと移動することを提案する。次に、政治的リアリストとして数えられるジュディス・シュクラーの不正義論を詳細に紹介・検討して、気候変動問題に対する関連性を示唆している。さらに、アイリス・ヤングの構造的不正義論、ジェフ・スピナー-ハレヴの持続的不正義論、ミランダ・フリッカーの認識論的不正義論を紹介した上で、これらの理論が気候変動に起因する不正義の相異なった側面を説明できることを明らかにし、3つの不正義の複合体として気候不正義を理解できると論じる。 第4章は、一方では損失・損害に関する現行の国際的枠組みであるワルシャワ・メカニズムを、他方では先行研究が提示する理論的な類型化および救済策を批判的に検討する。また、気候変動訴訟の動向を人権アプローチと損害賠償アプローチに二分して整理した上で、これら2つの法的アプローチは不正義の部分的是正にとどまっていると指摘する。このような法的アプローチの限界を克服するべく、政治的アプローチの重要性を強調している。さらに、複合的な賠償プログラムを可能とする責任観を提示するべく、有力な既存学説が唱える結果責任／救済責任の二分法に代えて、共有責任を基盤とし、その上階に役割責任を位置づける新たな構想を提案している。 第5章は結論であり、各章での考察結果を要約し、序論で提示された正義と不正義の関係について考察を加えている。			

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

国際社会や各国が推進してきた気候変動緩和策にもかかわらず、世界全体の温室効果ガス排出量は増加の一途を辿っており、また脆弱層の利益を保護するための適応策はしばしば不十分であることから、島嶼諸国や内陸部乾燥地帯をはじめとする南側諸国において、損失・損害がすでに発生し深刻化しつつある。気候変動に関する哲学的研究としては、約30年間に及ぶ気候正義論の蓄積があるが、分配的正義論を主要な枠組みとする既存研究では、損失・損害の問題群に応答する上でときに理論的困難が生じる。それゆえ、この問題に応答しうる新たな観点からの研究が俟たれてきた。

本論文は、分配的正義論を主要な枠組みとする従来の気候正義論を批判し、また正義に代えて不正義に着目する諸学説を気候正義論に応用し、さらに法的賠償責任に対する政治的共有責任の優位性を主張することを通じて、損失・損害の問題に応答しようとする野心的な試みである。その結果および意義は、以下の三点に要約される。

第一に、損失・損害の問題に応答する際に重要となる賠償的正義を、気候正義論で支配的な分配的正義と並置する混種的な諸学説を批判的に検討し、その限界を指摘している。また、従来の気候正義論では関心が払われてこなかったジュディス・シュクラーの不正義論、アイリス・マリオン・ヤングの構造的不正義論、ジェフ・スピナー・ハレヴの持続的不正義論、ミランダ・フリッカーの認識論的不正義論を紹介した上で、これらの理論をどのように気候変動の文脈に応用しうるかを説明している。これらの作業は、損失・損害の問題に適切に応答しうる新たな規範理論の構築に向けた基礎的作業として評価でき、ここに小さからぬ学術的意義が認められる。

第二に、気候変動政策を緩和策と適応策に二分する基本構図が広範に共有されてきた一方で、気候変動による損失・損害が世界各地で深刻化しつつある現状において、損失・損害に対処する政策を気候変動政策体系のなかでいかに位置づけるかは、地球環境学上の喫緊の課題だと考えられる。本論文は、気候難民等の事例における居住地と住民各人のアイデンティティとの接続、個々の経済主体の活動と気候変動との因果関係の立証が困難である論脈における各主体の責任問題など、損失・損害に十全に応答しうる理論を構築してゆくにあたって不可避の重要論点を検討し、解決の方向性を提案している。この点に、地球環境学上の意義が見出される。

第三に、損失・損害は、グローバル・レベルにおいては気候変動関連条約で言及されてきたが、大量排出国の拠出による保険枠組という国際的提案はつとに挫折し、また賠償枠組みの設立は大量排出国による強い反対を前に制度化の目途が立っていない。他方、国内レベルにおいては、化石燃料企業や政府の賠償責任を肯定する気候変動訴訟の判決も一部の国々では蓄積されているものの、特定企業による温室効果ガスの大量排出や政府による不十分な緩和策と気候変動の被害との間にある法的因果関係をいかに立証するかなど、困難な諸問題が存在する。本論文は、国家間対立による対策の進展の阻害が見られるグローバル・レベルから国内レベルへと関心を移し、また因果関係の立証等の困難がある法的対策に対して政治的対策の優位性を説くことにより、新たな社会的対応の可能性を切り開こうとしている。この点に、一定の社会的意義が認められる。

よって本論文は、博士（地球環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年9月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

要旨公開可能日： 年 月 日以降